法務局地図作成事業の概要

法務省民事局
令和６年４月

法務局地図作成事業とは

登記記録には、不動産の物理的状況（地目、地積等）及び権利関係を記録

⇩ 登記記録だけでは、その土地が現地のどこに位置し、どのような形状を有しているかが明らかにはならない。

土地の位置・区画（筆界）を明確にするため、登記所に地図を備え付ける事業を、全国で実施中

地図が整備されていないと、

⇨ 不動産の流通や公共事業の円滑な実施が妨げられるほか、道路・下水道整備等の社会基盤の整備にも支障を来し、都市再生の支障となるなど種々の弊害が生ずる。

⇨ 土地の重要な情報基盤として、政府方針により、計画的に整備

［役割分担］

事業名	実施主体	実施地域
地図作成事業	法務省（**法務局**）	**都市部における人口集中地区(DID)の地図混乱地域**
地籍調査	市区町村等	上記を除く地域

公図 → 登記所備付地図

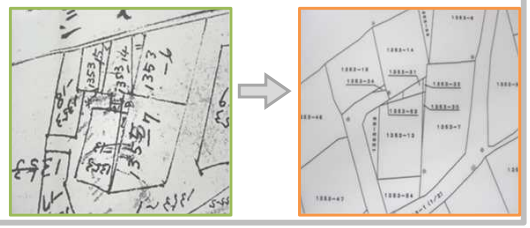

整備の現状

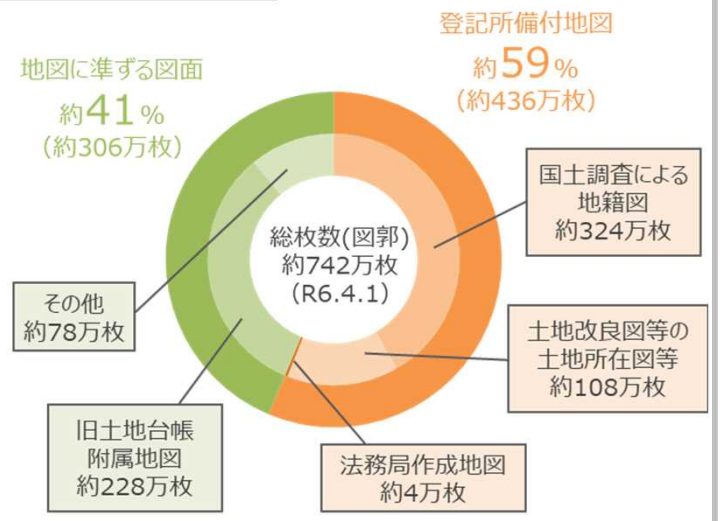

＜法務局地図予算R6'＞ 約４６億４千万円

法務局地図作成事業の現行計画と、経済効果

1 全国実施型作業(H27～ 10か年計画)

○全都道府県の都市部　合計200㎢

2 大都市対応型作業(H27～ 10か年計画)

○大都市部のみ　合計30㎢

3 復興対応型作業(3か年計画、5か年計画)

○東日本大震災　R6～R8で、合計5.4㎢

○平成28年熊本地震　R2～R6で、合計3.6㎢

○ 全国の法務局事業による単年度の経済効果は300億円を超え、予算規模の約９倍に上るとの推計

➡ 都市開発・地域発展の基盤であり、成長戦略の礎としても、効果が高いものとして、計画的・重点的に整備（現行計画は～R６）

地図作成事業の流れ

所有者立会いの下、筆界を一つひとつ調査

測量機器を用いて、正確に測量を実施

調査結果を踏まえ、精度の高い地図を作成

成果事例

①広島駅前～広島市民球場（マツダスタジアム）周辺のケース

道路整備が遅滞し、幹線道路は渋滞。土地取引も停滞

⇩

地図作成後、用地買収が加速し、開発工事も進展中

②道後温泉のケース

道路整備が遅滞し、通行人の交通に支障

⇩

地図作成後、道路整備が実現。町並みが変貌し観光客が増加